

財務省告示第四百五十一号

国債証券買入銷却法(明治二十九年法律第五号)
第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定
により平成十六年九月十五日に買入消却した国債

の名称等を別表のとおり告示する。

平成十六年十月十三日

(別表)

合 計	"	"	"	利付 国庫債券 (十年)	国債の名称	記号
	第二 百七 回	第二 百七 回	第二 百四 回			
三千億円	四百五十億円	三十億円	二十億円	二千五百億円	額面金額の 総額	
	百一円三十八銭八厘	百一円三十八銭四厘	百一円三十八銭	百四円二十一銭	額りの金額 買入百円 価格當た	